



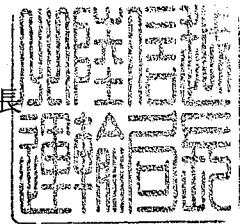
公 示

北陸信越運輸局公示第80号

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条の規定に基づき、農耕作業用トレーラ（大型特殊自動車及び小型特殊自動車）について下記のとおり基準緩和認定したので公示する。

令和2年1月10日

北陸信越運輸局長



記

1. 認定番号及び認定日
北信技第439号 令和2年1月10日
 2. 対象となる自動車
農耕作業用トレーラ（大型特殊自動車及び小型特殊自動車）
 3. 基準緩和を認定する条項（緩和を要する条項に限る）

保安基準	第2条第1項	（幅）	〔002〕
	第5条	（安定性）	〔007〕
	【被けん引自動車の最大安定傾斜角度の基準に限る】		
	第12条	（制動装置）	〔077〕
	第13条	（連結時の制動性能）	〔077〕
	第34条第1項*	（小型特殊自動車の寸法規定）	
	【車幅灯、尾灯、制動灯及び後退灯に限る】		
	第34条第3項	（車幅灯）	〔030〕
	【最外側からの取付位置に限る】		
	第35条第3項	（前部反射器）	〔031〕
	【最外側からの取付位置に限る】		
	第37条第3項	（尾灯）	〔034〕
	【最外側からの取付位置に限る】		
	第37条の3第3項	（駐車灯）	〔035〕
	【最外側からの取付位置に限る】		
	第38条第3項	（後部反射器）	〔036〕
	【最外側からの取付位置に限る】		
	第39条第3項	（制動灯）	〔037〕
	【最外側からの取付位置に限る】		
	第41条第3項	（方向指示器）	〔039〕
	【最外側からの取付位置に限る】		
	第41条の3第3項	（非常点滅表示灯）	〔041〕
	【最外側からの取付位置に限る】		
	第42条	（その他の灯火等の制限）	〔042〕
	【農作業用トレーラ最外側附近に備えるものであって、次に該当するもの】		
	①反射光の色が赤色である反射器であって前方に表示するもの		
	②反射光の色が白色である反射器であって後方に表示するもの		
- ※ 長さ4.7メートル以下、幅1.7メートル以下、高さ2.0メートル以下、かつ、最高速度15キロメートル毎時以下の小型特殊自動車にけん引される場合に限る。

4. 条件及び制限

- (1) 保安基準第2条第1項(幅)の緩和を要する自動車
- ① 農耕作業用トレーラの後面には、幅を表示すること。 [179]
 - ② 農耕作業用トレーラの最外側付近の前面及び後面の両側には、外側表示板を備えること。 [183]
 - ③ 道路法上の道路の運行にあたっては、道路管理者から特殊車両通行許可証を取得すること。 [184]
 - ④ 運行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。 [185]
 - ⑤ けん引自動車は農耕トラクタに限る。 [191]
 - ⑥ 積載物品は農耕作業に必要なものに限る。 [192]
〔農業機械、資材、農産物等の運搬作業を行うものに限る〕
- (2) 保安基準第5条(安定性)の緩和を要する自動車
- ① 運行速度は、15キロメートル毎時以下とする。 [052]
 - ② 農耕作業用トレーラの後面には、制限速度を表示すること。 [187]
 - ③ 運行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。 [185]
 - ④ けん引自動車は農耕トラクタに限る。 [191]
 - ⑤ 積載物品は農耕作業に必要なものに限る。 [192]
〔農業機械、資材、農産物等の運搬作業を行うものに限る〕
- (3) 保安基準第12条(制動装置)及び第13条(連結時の制動性能)の緩和を要する自動車
- ① 運行速度は、15キロメートル毎時以下とする。 [052]
 - ② 農耕作業用トレーラの後面には、制限速度を表示すること。 [187]
 - ③ 運行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。 [185]
 - ④ けん引自動車は農耕トラクタに限る。 [191]
 - ⑤ 積載物品は農耕作業に必要なものに限る。 [192]
〔農業機械、資材、農産物等の運搬作業を行うものに限る〕
- (4) 保安基準第34条第1項から第41条の3第3項の緩和を要する自動車
- ① 運行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。 [185]
 - ② けん引自動車は農耕トラクタに限る。 [191]
 - ③ 積載物品は農耕作業に必要なものに限る。 [192]
〔農業機械、資材、農産物等の運搬作業を行うものに限る〕

5. その他

- (1) 大型特殊自動車にあつては、自動車検査証の備考欄に「農耕作業用トレーラ一括緩和」 [096] の記載を行うものとする。
- (2) 外側表示板とは、赤と白のストライプ(外向き及び下向きに45度の角度になるように配置)が表示されたパネルを車両の前面及び後面の両側に備えることにより、車両の幅を他の交通に明示するためのもの。欧州委員会の農耕トラクタの安全性要件規則6.26に定めるシグナリングパネルに準じて取り付けるものとし、反射の有無は問わないものとする。